

クロマグロTAC

来年1月実施

2/20 水経

国際合意順守へ管理強化

水産庁 自民党合同会議で

水産庁は17日、太平洋クロマグロについて、平成30年1月をめどに漁獲可能量（TAC）制度を適用する方針を固めた。自民党水産部会・水産総合調査会合同会議の中で、明らかにした。TAC制度の適用により、採捕の停止命令違反や数量報告違反は罰則対象となる。国内で違反操業が相次ぐ中、法的規制の導入を早急に行い、漁獲管理を徹底する。

今年4月にクロマグロをTAC対象魚種に政令指定し、第4管理期間（大

中型まき網は30年1月から同年12月まで、沿岸漁業は30年7月から翌年6月まで）から適用する。

現在、中西部太平洋まき網委員会（WCPFC）の国際合意のもと、30年未満の小型魚は400トン、沿岸の2007トン、まき網2000トン、30年

以上の大型魚も48822トンを超え、2期目の

今年4月にクロマグロ数量管理が試行されている。しかし、昨年末に長崎県や三重県の沿岸漁業で無承認操業や漁獲量の未報告が発覚。これを受け実施した全国調査でも静岡県など新たに7県で同様の事例が確認されたこと、水産庁の浅川京子資源管理部長は、「WCPFCの国際合意を順守するには、国内の漁獲管理が不可欠。資源が増えれば、管理はますます難しくなる。（違反操業を）きっかけとし、漁獲管理を徹底する」と

述べ、早急に法的規制導入を進める方針を示した。パブリックコメントなどを経て4月にも「くろまぐる」がTAC対象魚種に加えられ、県などの計画作成や審議会を経て、来年1月の規制適用を目指す。

TACは、キメ細かく管理が実施されている小型クロマグロだけでなく、大型も含めすべてが対象。違反した場合の罰則は、採捕の停止命令違反に対し「3年以下の懲役または200万円以下」の罰金、採捕の数量報告違反（虚偽や未報告）に対し「30万円以下の罰金」が科せられる。

小型魚削減効果は大型の18倍

昨年12月に開かれたWCPFC年次会合の結果、年までに初期資源の20%まで回復させる保存管理などが報告された。出席議員が「措置を策定すべきだ」と27日に東京で開かれる北

太平洋まき網国際科学委員会（ISC）の予測結果を踏まえ、しっかりと対応したいと答えたほか、産卵魚の規制の必要性を求める意見に対しては、大型魚と小型魚削減の効果として、図とデータを交えて「小型魚の削減は大型魚削減の18倍の効果がある」と説明した。

赤泊エビかご漁業、IQ継続

新潟県新井市産地協会の証書による

メーカー力の向上を進める

今回の新商品では常温

オリブオイル漬は、三陸産カキを桜のチップ

「第9回新管理制度総会（小松正彦）は、16日、新潟市で開かれた。委員会は、了するが、干して5年間実善などが図られるよう努力したい」と述べた。

「第9回新管理制度総会（小松正彦）は、16日、新潟市で開かれた。委員会は、了するが、干して5年間実善などが図られるよう努力したい」と述べた。